みつばちの腐蛆病のまん延防止に関する規則

昭和四十八年十月二日
岡山県規則第七十号

（目的）
第一条　この規則は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、みつばちの腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち及びみつばちの腐蛆病の病原体をひろげるおそれがある物品（採みつについて利用中のみつばちの巣箱、巣わく、巣ひ、みつ及びみつろうをいう。）（以下「みつばち等」という。）の移動を制限することを目的とする。
（移入の制限）
第二条　みつばち等を県内に移入しようとする者は、当該みつばち等について移入直前の飼育地を管轄する家畜保健衛生所長が発行した腐蛆病について異常のない旨を記載した検査証明書又は家畜防疫官が発行した輸入検疫証明書を有しなければならない。
（移出の制限）
第三条　みつばち等を県外に移出しようとする者は、移出の日前一箇月以内に当該みつばち等について家畜保健衛生所長の腐蛆病の検査を受けなければならない。
2　前項の検査を受けようとする者は、腐蛆病検査申請書（様式第一号）をその飼育地を管轄する家畜保健衛生所長に提出しなければならない。
3　家畜保健衛生所長は、前項の腐蛆そ病検査申請書を受理したときは検査を行ない、腐蛆そ病について異常がないと認められるときは、当該申請者に対し腐蛆病検査証明書（様式第二号）を交付し、かつ、巣箱ごとに腐蛆病検査済証（様式第三号）をはりつけるものとする。
（県内における移動制限）
第四条　腐蛆病が発生したときは、知事が別に定める期間及び区域内において、みつばち等を当該区域内で移動し、又は他の区域から当該区域へ、若しくは当該区域から他の区域へ移動してはならない。ただし、家畜防疫員の指示に基づいて移動する場合は、この限りでない。

附　則
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和五二年規則第六〇号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成九年規則第四〇号）抄
（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。